

投票
日時門真市長選挙
7月7日(日) 午前7時～午後8時

投票ができる人

門真市長選挙で投票するには、選挙人名簿に登録されていなければなりません。

今回の門真市長選挙において投票できる人は、日本国民であり、次の両方に該当する人です。

- 平成18年7月8日までに生まれた人。
- 令和6年3月29日までに門真市に転入届を提出し、引き続き門真市に居住されている人。

※今回は門真市長選挙のため、投票する日までに転出された人は投票できません。

出張先や滞在地等で不在者投票をするには

一時的に市外に滞在中の人

- ①出張や旅行などで市外に滞在していて、投票所に行くことができない人は、「不在者投票宣誓書・請求書」で選挙管理委員会に投票用紙などを請求し、滞在先の最寄りの選挙管理委員会で投票してください。

入院・入所中の人

- ②都道府県の選挙管理委員会が指定する病院・老人ホーム・保護施設等に入院・入所中の人が不在者投票を希望する場合は、病院長・ホーム長等に依頼すれば、手続きを行うことができます。

住所を変更した人はご注意ください

門真市に転入

※「転入」は役所に届け出た日

3月29日までに門真市に転入の届け出をして、引き続き居住している人
⇒投票できます

3月30日以降に門真市に転入の届け出をした人
⇒投票できません

門真市から転出

(門真市の選挙人名簿に登録あり)
※「転出」は異動した日

6月30日までに門真市から転出した人
⇒投票できません

7月1日以降に門真市から転出する人
⇒**転出する前**であれば投票できます

門真市内で転居

(門真市の選挙人名簿に登録あり)

6月5日までに転居の届け出をした人
⇒**転居先**の住所の投票所で投票できます

6月6日以降に転居の届け出をした人
⇒**転居前**の住所の投票所で投票できます

投票案内状

投票案内状が届いていない場合や紛失された場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できますので、投票所で申し出てください。

投票案内状の裏面に宣誓書を印刷しておりますので、あらかじめご自宅等でご記入のうえ、期日前投票所にご持参いただくとスムーズな投票が可能です。

期日前投票期間等と要件

期日前投票所	期日前投票期間
門真市役所別館 3階第3会議室	7月1日(月)～7月6日(土) 午前8時30分～午後8時
南部市民センター 1階ロビー	
そよら古川橋駅前 3階くらしの相談窓口内 ※イオン古川橋駅前店 1階フードコート横から変更しております。なお、所在地に変更はありません。	7月6日(土) 午前10時～午後8時

期日前投票ができる要件

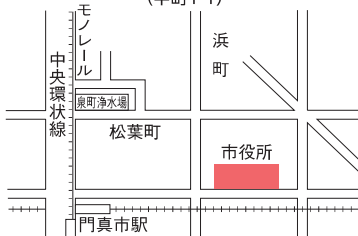
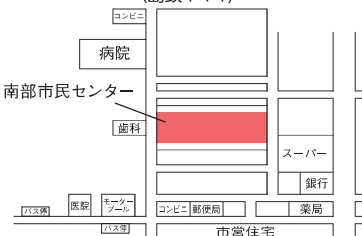
投票日当日に以下の理由で投票に行けない人は、期日前投票の積極的なご利用をご検討ください。

- 仕事や学業等
- 外出、旅行等
- 病気・出産等
- 天災又は悪天候により投票所に到達することが困難

ご注意

期日前投票をする際に、その時点で満18歳に到達していない場合は、不在者投票をすることになります。そのため、投票箱に直接投票することはできません。

期日前投票所のご案内

門真市役所別館3階第3会議室
(中町1-1)南部市民センター1階ロビー
(島頭4-4-1)そよら古川橋駅前 3階くらしの相談窓口内
(末広町41-2)

郵便等による不在者投票をするには

郵便等で不在者投票ができる人

身体障がい者手帳又は戦傷病者手帳をお持ちの人で、その障がいの程度が法定要件を満たしている人又は介護保険の被保険者証に要介護状態区分が要介護５であると記載されている人で自ら投票の記載ができる人。

上記の対象者で自ら投票の記載ができない人（上肢又は視覚の障がいの程度が１級など、障がいの程度が法定要件を満たしている人）は、あらかじめ代理記載人を届け出ること、郵便等で不在者投票ができます。

※詳しくは市ホームページをご参照ください。

不在者投票の手続き

郵便投票証明書（あらかじめ交付を受けてください）を添えて、7月3日（水）午後５時までに選挙管理委員会事務局まで申請してください。

郵便等投票証明書をお持ちの人

証明書をお確かめのうえ、有効期限が過ぎている場合は、速やかに交付申請をしてください。

立候補の受付

と き 6月30日（日）
午前８時30分～午後５時
ところ 市役所別館３階第３会議室（中町１番１号）
（午前10時以降は選挙管理委員会事務局）

開 票

と き 7月7日（日）午後9時から
ところ 門真市立総合体育館メインアリーナ

投・開票速報

門真市長選挙の投・開票速報を本市ホームページに掲載しますので、ご覧ください。

門真市長選挙 速報

検索



投票所変更のお知らせ

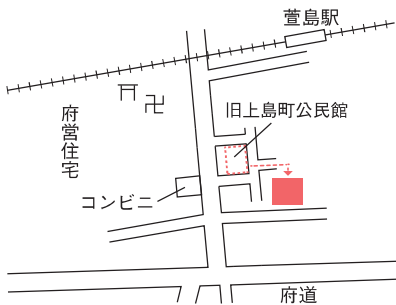
第11投票所（幸福町東自治会館）

投票所の場所が以下のとおり変更になります。お間違いないようお願いします。



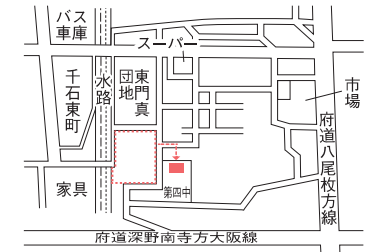
第21投票所（上島町公民館）

投票所の場所が以下のとおり変更になります。お間違いないようお願いします。



第30投票所（第四中学校体育館）

脇田小学校の統合に伴い、今回の選挙から、第30投票所の場所が以下のとおり変更になります。お間違いないようお願いします。



第31投票所

投票所の名称が以下のとおり変更になります。

「砂子小学校放課後児童クラブ室」



「水桜小学校放課後児童クラブ室」

※場所は変更していません。

点字・代理投票

視覚に障がいのある人は、点字投票ができます。また、心身の故障などで字を書けない人は投票所で申し出てください。投票事務従事者が代理投票（代筆投票）をします。

手話通訳

投票日に投票所で手話通訳が必要な人は、7月4日（木）までに選挙管理委員会事務局へご連絡ください。

障がい者の投票を支援

移動支援事業で支給決定を受けている障がい者が、投票所への移動に適切な付き添いがいない場合は支援をします。
詳しくは、障がい福祉課へ☎06（6902）6154

選挙公報CD版

視覚に障がいのある人を対象に、CDに録音した「選挙のお知らせ」を希望者に送付しますので選挙管理委員会事務局へご連絡ください。

投票所のご案内

投票区	投票所	所在地
1	門真はすはな中学校西校舎1階	中町2番1号
2	門真小学校体育館	柳町4番1号
3	栄町自治会館	栄町12番9号
4	本町自治会館	本町23番17号
5	門真元町自治会館	元町7番14号
6	西小路自治会館	小路町17番17号
7	堂山町自治会館	堂山町19番16号
8	月出自治会館	月出町20番10号
9	門真みらい小学校体育館	浜町22番41号
10	石原東自治会館	石原町6番20号
11	幸福町東自治会館	幸福町27番1号
12	老人福祉センター	御堂町12番5号
13	速見小学校体育館	速見町4番1号
14	大和田小学校体育館	大橋町21番46号
15	大池町自治会館	大池町22番17号
16	野里西自治会館	野里町33番9号
17	常盤町自治会館	常盤町4番16号
18	常称寺町公会堂	常称寺町12番25号
19	宮野町自治会館	宮野町20番26号
20	上野口小学校体育館	上野口町31番1号
21	上島町公民館	上島町14番9号
22	北巢本小学校体育館	北巢本町2番11号
23	二島小学校体育館	三ツ島1丁目5番10号
24	桑才自治会館	桑才町23番15号
25	第三中学校体育館	柳田町12番6号
26	五月田小学校体育館	北島町27番1号
27	沖小学校体育館	沖町28番1号
28	四宮小学校体育館	四宮2丁目8番1号
29	東小学校体育館	岸和田3丁目42番1号
30	第四中学校体育館	江端町3番1号
31	水桜小学校放課後児童クラブ室	三ツ島6丁目2番1号
32	千石西町住宅集会所	千石西町11番

各投票所の地図を確認する場合は、
本市ホームページをご覧ください。

